

事 務 連 絡

令和6年3月29日

各介護サービス事業所 管理者 様
各介護予防・生活支援サービス事業所 管理者 様

久留米市健康福祉部介護保険課
介護保険課長 藤木 達也

令和6年4月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所
の対応について（通知）

日ごろから、久留米市の介護保険事業の運営についてご理解とご協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

さて、厚生労働省より、令和6年4月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについての対応が示されましたので、お知らせいたします。

また、当該見直しに基づき、下記の本市独自通知につきましては、令和6年3月31日をもって終了いたしますので、内容をご確認のうえ、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

令和6年3月31日付けで終了する本市独自通知

- ①「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の対応方針について 第2報（令和2年4月21日付）」（※令和5年6月22日付事務連絡において一部修正あり）
- ②「新型コロナウイルスワクチンの接種に関する介護報酬上の取扱いについて（令和3年6月16日現在）」

なお、以下の本市独自通知につきましては、令和5年6月30日をもって終了しております。

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の対応方針について（令和2年2月26日付）」
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の対応方針について第3報（令和2年7月3日付）」
- ・「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う運営推進会議及び介護・医療連携推進会議の実施について（通知）（令和2年10月8日付）」

久留米市健康福祉部介護保険課

育成・支援チーム

TEL:0942-30-9247 / FAX:0942-36-6845